

「支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書」 記入上の注意

この支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ、美郷町に提出してください。
なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

(表面)

- 1 「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は○で囲んでください。
- 2 「保護者住所・連絡先」欄の(携帯電話)は、父母それぞれ記入してください。
- 3 ①「世帯の状況」の欄は、その家庭から2人以上の児童が申請を行う場合、最も年長の子どもの申請書のみ記入してください。
申請児童本人以外の申請児の両親及び同居している親族等の全員について記入してください。
「生年月日T・S・H・R」、「性別」、「課税の有無」、「障がいの有無」、「同居・別居」の欄は○で囲んでください。
- 4 ②「利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名」の欄は、希望する順位に従い施設名を記入し、その施設を希望する理由(例えば、すでに兄弟が利用しているため、距離が近いいため等)を記入してください。第1希望施設の希望理由においては、上記の理由に加えて、前年度に同施設を利用していたかを把握するため、継続・新規のいずれかを○で囲んでください。

「利用を希望する期間」の欄は、年度当初から通年を希望される方は、「令和8年4月1日から令和9年3月31日まで」と記入ください。

「希望する利用時間」の欄は、美郷町立保育所においては利用曜日が日曜及び祝祭日を除く月曜から土曜の、午前7時30分から午後6時までとなっています。

(裏面)

- 5 ③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、1「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、保護者(両親又は養親又は後見人など)ごとに、児童を保育できない理由を下記の表(1)～(9)のいずれの場合に該当するかを判断して、該当する全ての口にチェック(✓)し、かつ、その具体的な状況を同欄に記入してください。

※ 具体的な状況は、例えば、(1)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・勤務時間・経路・手段等、(2)では出産(予定)日や産後の母の状況等、(3)では傷病名や治療見込み期間、障がいの程度等、(4)では介護している高齢者の介護度や監護している病人の傷病名や治療見込み期間等、(5)では災害の程度・復旧見込み期間等、(6)では求職活動状況等、(7)では就学先・就学期間・就学時間・就学日数等、を記入してください。なお下記6の表(1)～(9)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合(就学や親のいない家庭など)は「その他」にチェック(✓)し、内容を記入してください。

保育の認定基準
保育の必要性の認定を受ける場合は、両親のいずれも(両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者)が次のいずれかの事情にある場合です。
(1) 就労等: (家庭外労働) 児童の保護者が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合 (家庭内労働) 児童の保護者が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
(2) 妊娠・出産: 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合
(3) 疾病・障害: 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があり、その児童の保育ができない場合
(4) 介護等: 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に傷害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合
(5) 災害復旧: 火災、風水害、震災などの不幸があり、家屋を失ったり、破損したためその復旧の間、児童の保育ができない場合
(6) 求職活動: 児童の保護者が求職活動(企業準備を含む)を行っているため、その児童の保育ができない場合
(7) 就学: 児童の保護者が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、その児童の保育ができない場合
(8) 虐待・DV: 虐待・DVのおそれがある場合
(9) 育休中の継続利用: 保護者の育児休業等開始時点で保育施設に入所中の児童について、当該育児休業等の間も引き続き入所が必要と認められる場合

○「優先理由事由情報」の欄は、利用者負担額を算定する時に必要な情報となりますので、該当する場合はもれなく記入してください。

○「申請児童の情報」の欄は、入所施設決定の参考情報となりますので、報告しておいた方が良い情報はもれなく記入してください。

- 6 ④「税情報等の提供に当たっての署名欄」の欄は、署名欄の記載内容を確認のうえ、署名してください。

(留意事項)

- 支給認定(保育の必要性の認定)及び施設(事業者)への入所については、
- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
 - ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合 がありますので、あらかじめご了承ください。